

国指定北アルプス鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更（区域拡張）】

令和6年11月1日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

北アルプス鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

富山県下新川郡朝日町及び黒部市、魚津市、中新川郡立山町並びに富山市所在国有林富山森林管理署 9 から 12 まで、16 から 50 まで（50 林班ろ、は、に、ほ、へ小班を除く）、54、55、101 から 124 まで及び 137 から 149 まで（139 林班イ小班を除く。）の各林班の区域、富山市所在地域森林計画区 1 から 50 までの各林班の区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域、黒部湖の区域、長野県大町市及び松本市所在国有林中信森林管理署 83 から 118 まで、519 から 567 まで、569 から 581 まで、588 及び 589 の各林班の区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域、岐阜県高山市所在国有林飛騨森林管理署 120、2083、2104、2105、2168、2169、2176、2178 から 2180 まで、2192、2193 及び 2197 の各林班のイ小班、2084、2085、2088、2103、2167、2170 及び 2191 の各林班のイ及びロ小班、2089 及び 2096 の各林班のイ、ロ及びハ小班、2086 林班のイ、ロ、ハ及びニ小班並びに 2183 から 2190 までの各林班の区域、長野県と岐阜県の県境と国有林飛騨森林管理署 2180 林班と民有地の境界線との交点を起点とし、同所から同県境を南進し同森林管理署 2183 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し三角点（2155.9m）に至り、同所から谷すじを北進し穂高平と西穂山荘を結ぶ登山道との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み国有林と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線により囲まれた区域並びに高山市奥飛騨温泉郷神坂地内の蒲田川と足洗谷の合流点を起点とし、同所から足洗谷右岸を上流に進みワル谷との交点に至り、同所からワル谷を上流に進みワル谷に架かる市道中尾焼岳線との交点に至り、同所から同市道を北進し合掌の森中尾キャンプ場敷地の同市道沿い東端に至り、同所から同敷地境界を東進しヒル谷に至り、同所からヒル谷を下流に進み中尾公民館敷地境界に至り、同境界を北西進し中尾高原スポーツ園地敷地との境界線に至り、同境界を北西進し市道中尾鍋平線に至り、同市道を北進し外ヶ谷に架かる北アルプス大橋に至り、同所から同谷左岸を上流に進み国有林と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し長野県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を西進し国有林飛騨森林管理署 2188 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村平湯地内白谷との交点に至り、同所から同境界線を東進し長野県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を南進し同森林管理署 2189 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進しワサビ谷右岸との交点に至り、同所から同谷右岸を下流に進み高原川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み同川に架かる国道 158 号線平湯橋に至り、同所から同道を北進しアカンダナ駐車場入り口に至り、同所から駐車场内道路を西進し平湯歩道に至り、同歩道を南進し高原川に架かるアカンダナ吊り橋に至り、同所から高原川右岸を下流に進み貝塩ダムに至り、同所から貝塩ダム堤体の延長線を東進し高原地区農地開墾幹線道路に至り、同所より同道を北進しブヤガ谷に至り、同所から同谷を上流に進み東京電力送電線（名称：枋尾線）の水平投影線との交点に至り、同所から同水平投影線を北西進し高山市奥飛騨温泉郷村上 1374 番地南西に面する歩道との交点に至り、同所から同道を北西進し市道村上 2 号線との交点に至り、同所から同道に沿って同道を北東方向に延長した線と蒲田川左岸の交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがり、通称「北アルプス」と呼ばれる飛騨山脈に位置し、標高約 300m の低地帯から約 3,000m の高山帯までの標高差を有する。河川による浸食地形、火山地形、氷河地形等の特徴的な地形を含むとともに、植生は標高に応じて夏緑広葉樹林帯から亜高山帯へ、更に高山帯へと移り変わり、多様な自然環境から構成されている。これらの区域の大部分は中部山岳国立公園に指定され、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリスト 2020 に絶滅危惧ⅠB 類として掲載されているライチョウ、イヌワシ及びクマタカ並びに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されて

いるサシバ、ハヤブサ等の生息が確認されている。中でも氷河期の遺存種といわれるライチョウの日本国内における数少ない生息地となっている。

なお、当該区域は、イヌワシ、クマタカ、サシバ、ハヤブサ等の多様な猛禽類^{きん}のほか、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の大型哺乳類が生息しているため、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め多様な鳥獣が生息する大規模生息地としても重要となっている。

このように、当該区域はライチョウやイヌワシを始めとする希少鳥獣の生息にとって重要な区域であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

（3）管理方針

- ア 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウ及びイヌワシについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第45条第1項に基づき定められた保護増殖事業計画を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- イ 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- ウ 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- エ 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査や登山者からの目撃情報の収集等を通じて、区域内のライチョウやイヌワシを始めとした希少鳥獣の生息状況の把握に努め、収集された情報等を基に必要な保全対策を講じる。
- オ 当該鳥獣保護区及びその周辺ではニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、令和5年9月に農林水産省及び環境省により策定された中部山岳生態系維持回復事業計画に即し、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定される中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- カ 関係機関と連携し、ツキノワグマやニホンザル等の鳥獣の餌付きや人慣れを防ぎ、人身被害の抑止に努める。
- キ 弥陀ヶ原及び大日平については、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づく湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、通称「北アルプス」と呼ばれる飛騨山脈に位置し、富山県、長野県及び岐阜県の3県にまたがる。北は後立山連峰から穂高岳を経て、南は乗鞍岳に至り、その大部分が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

飛騨山脈は第四紀の急激な隆起によって誕生したと考えられており、黒部川、高瀬川、梓川等の河川により深い浸食を受けたほか、火山及び氷河の作用によって形成された山脈である。火山地形としては、過去の噴火により梓川を堰き止め大正池を生み出した焼岳、また立山や乗鞍岳の溶岩性台地や火口湖等があげられる。氷河地形としては、穂高涸沢、立山、剣岳、薬師岳などに大規模な圈谷（カール）が見られるほか、各所で堆石（モレーン）が見られる。本地域の地質については、剣岳から後立山連峰、高瀬川流域から燕岳付近にかけては広く花崗岩に覆われており、白馬岳山頂付近、梓川流域、上高地周辺部は古生代層が分布している。また、穂高岳などの高峰はひん岩類で形成され、八方尾根には蛇紋岩が分布する。火山活動を成因とする安山岩類は、焼岳をはじめ乗鞍岳、立山等に見られる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高約1,500mまでは、広葉樹ではブナ、ミズナラ等が、また針葉樹ではスギ等が優先する夏緑広葉樹林帯が分布し、標高約1,500mから約2,500mにかけては、広葉樹ではダ

ケカンバ、ミヤマハンノキ等が、針葉樹では、オオシラビソ、カラマツ等が優先する亜高山帯が広がり、更に標高約 2,500m からの高山帯ではハイマツ群落及びチングルマ、シナノキンバイ等の高山草原群落が広がる。

エ 動物相の概要

当該区域は、低山帯から高山帯に至るまで標高に応じた森林や高山植物群落などが存在し、多様な動物相を有する。鳥類では、ライチョウの国内における数少ない生息地であるとともに、国内で最も生息数の多い地域であると考えられるほか、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類、高山帯ではホシガラス、イワヒバリ、アマツバメ等、山地帯ではミソサザイ、コマドリ、オオルリ、シジウカラ等合計 44 科 135 種が見られる。また、哺乳類では、大型獣としてツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル等、小型獣としてはオコジョ、ヤマネ、ニホンリス、ニホンウサギ等 17 科 38 種が見られる。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該保護区内において、農林水産物被害はない。なお、ツキノワグマによる人身被害発生への懸念があることから、人的被害等の防止を目的とした有害鳥獣捕獲等が行われている。また、近年、北アルプス鳥獣保護区内においてニホンジカの見撃情報が増加していることを踏まえて、侵入初期段階の対策として生態系等への被害防止のための個体数調整も実施されている。その実施状況は下表のとおりである。

当該鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲及び個体数調整の状況

(単位：頭)

国指定北アルプス鳥獣保護区内捕獲許可数量及び実績表 (個体数調整・有害)

種類	県	H26		H27		H28		H29		H30		H31		R02		R03		R04		R05		計	
		許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数
ツキノワグマ	富山県	2	0			2	0	1	0	1	0	2	0	8	1	3	0	3	0	7	0	29	1
	長野県													0	1			2	0	5	0	7	1
	岐阜県																					0	0
																					36		2
ニホンジカ	富山県																					0	0
	長野県									10	1	10	0	5	1	5	3	37	4	37	6	104	15
	岐阜県																					0	0
																					104		15
イノシシ	富山県																					0	0
	長野県																			5	0	5	0
	岐阜県	30	25																			30	25
																					35		25
カモシカ	富山県																					0	0
	長野県																			3	0	3	0
	岐阜県																					0	0
																					3		0

5 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 75 本
- (2) 特別保護地区用制札 6 本
- (3) 案内板 5 基
- (4) 給水器 ー
- (5) 給餌台 ー
- (6) 巣箱 ー
- (7) その他 (管理舎) ー

6 存続期間の更新及び変更（区域拡張）の理由

当該鳥獣保護区においては、環境省が作成したレッドリストに掲載されているライチョウ、イヌワシ等の希少鳥獣が生息していることから、引き続き国指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息・繁殖する鳥獣の保護を図る必要がある。

また、個体数減少や繁殖成功率低下により生息状況の悪化が懸念されるライチョウ及びイヌワシについて、専門家へのヒアリングや登山者からの情報収集の結果により、毛勝三山周辺を含む黒部川流域一帯が両種の生息地として重要であることが明らかになったことを踏まえ、その生息地を保全し両種の保護増殖を図ることを目的に、毛勝三山、黒部川左岸域、片貝川上流部及び黒薮川右岸域を新たに国指定鳥獣保護区に追加するものである。

7 参考事項

（１） 当初指定

昭和 59(1984)年 11 月 1 日（昭和 59 年 10 月 23 日 環境庁告示第 64 号）

（２） 経緯

平成 6 (1994)年 11 月 1 日（平成 6 年 10 月 28 日 環境庁告示第 78 号）存続期間の更新

平成 16(2004)年 11 月 1 日（平成 16 年 11 月 1 日 環境省告示第 74 号）存続期間の更新

平成 26(2014)年 11 月 1 日（平成 26 年 10 月 31 日 環境省告示第 117 号）区域縮小・存続期間の更新

別表1 国指定北アルプス鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	109,989 ha	9,860 ha	119,849 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha
└ 林 野	109,092 ha	9,787 ha	118,879 ha	25,150 ha	ha	25,150 ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 水面	696 ha	10 ha	706 ha	29 ha	ha	29 ha	ha	ha	ha
└ その他	201 ha	63 ha	264 ha	171 ha	ha	171 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	99,226 ha	9,843 ha	109,069 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha
└ 国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	98,823 ha	9,772 ha	108,595 ha	25,345 ha	ha	25,345 ha	ha	ha	ha
└ 制限林	98,471 ha	9,764 ha	108,235 ha	25,131 ha	ha	25,131 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	97,290 ha	9,764 ha	107,054 ha	25,131 ha	ha	25,131 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	13,665 ha	ha	13,665 ha	4,793 ha	ha	4,793 ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	352 ha	8 ha	360 ha	214 ha	ha	214 ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	403 ha	71 ha	474 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	138 ha	ha	138 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国土交通省所管	262 ha	71 ha	333 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	1,129 ha	0 ha	1,129 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 都道府県有地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村有地等	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	56 ha	ha	56 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	9,325 ha	17 ha	9,342 ha	0.04 ha	ha	0.04 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	9,325 ha	17 ha	9,342 ha	0.04 ha	ha	0.04 ha	ha	ha	ha
公有水面	309 ha	0 ha	309 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
計	109,989 ha	9,860 ha	119,849 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	99,931 ha	7,189 ha	107,120 ha	25,349 ha	ha	25,349 ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	53,499 ha	205 ha	53,704 ha	20,678 ha	ha	20,678 ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	42,335 ha	6,580 ha	48,915 ha	4,671 ha	ha	4,671 ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	4,097 ha	404 ha	4,501 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	21,602 ha	0 ha	21,602 ha	6,419 ha	ha	6,419 ha	ha	ha	ha

（注）

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 北アルプス鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	<u>ライチョウ</u>	EN・国特天・国内希少	留鳥
		○ヤマドリ		留鳥
		キジ		留鳥
カモ	カモ	オシドリ	DD	留鳥
		ヒドリガモ		冬鳥
		マガモ		冬鳥
		カルガモ		留鳥
		オナガガモ		冬鳥
		コガモ		冬鳥
		カワアイサ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト	○キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥
カツオドリ	ウ	カワウ		留鳥
ペリカン	サギ	アオサギ		留鳥
		ダイサギ		留鳥
		コサギ		留鳥
ツル	クイナ	オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	○ジュウイチ		夏鳥
		○ホトトギス		夏鳥
		ツツドリ		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		夏鳥
		○アマツバメ		夏鳥
		ヒメアマツバメ		留鳥
チドリ	チドリ	イカルチドリ		留鳥
		コチドリ		夏鳥
	シギ	タシギ		冬鳥
		キアシシギ		旅鳥
		イソシギ		旅鳥
		オバシギ		旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	ハチクマ	NT	夏鳥
		○トビ		留鳥
		<u>オジロワシ</u>	VU・国天・国内希少	冬鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥
		ツミ		留鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		<u>サシバ</u>	VU	夏鳥
		○ノスリ		留鳥
		ケアシノスリ		冬鳥
		<u>イヌワシ</u>	EN・国天・国内希少	留鳥
		<u>クマタカ</u>	EN・国内希少	留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	CR・国内希少	留鳥
		コノハズク		夏鳥
		<u>ワシミミズク</u>		迷鳥
		フクロウ		留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
		ヤマセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	○コゲラ		留鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		○アカゲラ		留鳥
		○アオゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	VU・国内希少	留鳥
		チゴハヤブサ		夏鳥
		<u>ハヤブサ</u>		留鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	夏鳥
	モズ	モズ		留鳥
	カラス	○カケス		留鳥
		○ホシガラス		留鳥
		ハシボソガラス		留鳥
		ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	○キクイタダキ		留鳥
	シジュウカラ	○コガラ		留鳥
		○ヤマガラ		留鳥
		○ヒガラ		留鳥
		○シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ	ヒバリ		留鳥
	ツバメ	ツバメ		夏鳥
		○イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ウグイス		留鳥
		ヤブサメ		夏鳥
	エナガ	○エナガ		留鳥
	ムシクイ	オオムシクイ	DD	旅鳥
		○メボソムシクイ		夏鳥
		○エゾムシクイ		夏鳥
		センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ	メジロ		留鳥
	センニュウ	シマセンニュウ		旅鳥
	レンジャク	キレンジャク		冬鳥
		ヒレンジャク		冬鳥
	ゴジュウカラ	○ゴジュウカラ		留鳥
	キバシリ	キバシリ		留鳥
	ミソサザイ	○ミソサザイ		留鳥
	ムクドリ	ムクドリ		留鳥
		コムクドリ		夏鳥
	カワガラス	カワガラス		留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ヒタキ	マミジロ		夏鳥
		トラツグミ		留鳥
		クロツグミ		夏鳥
		マミチャジナイ		旅鳥
		シロハラ		冬鳥
		○アカハラ		夏鳥
		ツグミ		冬鳥
		○コマドリ		夏鳥
		ノゴマ		旅鳥
		○コルリ		夏鳥
		○ルリビタキ		留鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		ノビタキ		夏鳥
		サメビタキ		夏鳥
		コサメビタキ		夏鳥
		○キビタキ		夏鳥
		○オオルリ		夏鳥
	イワヒバリ	○イワヒバリ		留鳥
		○カヤクグリ		留鳥
	スズメ	ニュウナイスズメ		留鳥
		スズメ		留鳥
	セキレイ	○キセキレイ		留鳥
		ハクセキレイ		留鳥
		セグロセキレイ		留鳥
		ビンズイ		留鳥
	アトリ	アトリ		冬鳥
		カワラヒワ		留鳥
		マヒワ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		オオマシコ		冬鳥
		イスカ		冬鳥
		○ウソ		留鳥
		シメ		冬鳥
		イカル		留鳥
	ホオジロ	○ホオジロ		留鳥
		カシラダカ		冬鳥
		ノジコ	NT	夏鳥
		○アオジ		留鳥
		○クロジ		夏鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	チメドリ	ガビチョウ		外来(特定外来)
		ソウシチョウ		外来(特定外来)
合計 17目	44科	135種		

- 注1) 種名や配列等は日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会 2012）に準拠した。
- 注2) データは各種自然環境調査報告書（国土交通省、長野県、富山県）、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。
- 注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。
 環境省RL：環境省レッドリスト2020におけるレッドリスト種
 天然記念物：国特天（国指定特別天然記念物）、国天（国指定天然記念物）
 種の保存法：国内（国内希少野生動植物種）
- 注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。
 CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- 注5) 備考の留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥、外来は日本鳥類目録改訂第7版を参照した。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定める特定外来生物に指定された鳥獣は、外来（特定外来）とした。
- 注6) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

(別表3) 北アルプス鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
霊長	オナガザル	○ニホンザル		
齧歯	リス	○ニホンリス ムササビ ニホンモモンガ		
	ヤマネ	ヤマネ	国天	
	キヌゲネズミ	ハタネズミ ヤチネズミ スミスネズミ		
	ネズミ	○ヒメネズミ ○アカネズミ		
兎形	ウサギ	ニホンノウサギ		
真無盲腸	トガリネズミ	ニホンジネズミ カワネズミ アズミトガリネズミ シントウトガリネズミ	NT	
	モグラ	アズマモグラ ミズラモグラ ヒメヒミズ ○ヒミズ	NT	
翼手	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ キクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ	テングコウモリ コテングコウモリ ヒメホオヒゲコウモリ モモジロコウモリ ウサギコウモリ ヒナコウモリ		
食肉	ジャコウネコ	ハクビシン		
	イヌ	○タヌキ ○アカギツネ		
	クマ	ツキノワグマ		
	イタチ	○ニホンテン アナグマ オコジョ ニホンイタチ	NT	
偶蹄	イノシシ	イノシシ		
	シカ	ニホンジカ		
	ウシ	○ニホンカモシカ	国特天	
合計	7目	17科	38種	

注1) 種名や配列等は、世界哺乳類標準和名リスト2021 年度版（川田ほか 2021）に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書（国土交通省、長野県、富山県）、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。

環境省RL：環境省レッドリスト2020 におけるレッドリスト種

天然記念物：国特天（国指定特別天然記念物）、国天（国指定天然記念物）

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。

CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注5) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。